

憲法改正請求権問題の現状

34
4
20

秘密指定解除

公文書監理室

比東ア多ノ澤長 著

懸案対日請求権問題の現状

昭三四四二〇 欧西

一、戦後各国からわが国に対して提起された請求権のうち現在なお懸案となつてゐるものは次のとおりである。

種別	請求国	現状
賠償 (平和条約 一四条)	ヴェトナム	請求額九〇〇億円。賠償一四〇億四〇〇万円借款五九億七六〇〇万円で近く解決の見込。
戦時請求権	デンマーク	請求額二〇億円。四億二三〇〇万円で近く解決の見込。
	アイルランド	請求額三六〇〇万円。デンマークの請求の解決待ち。
	ポルトガル	先方より交渉開始の申入なし。請求額の提示もない。
	オーストリア	請求額一億三五〇〇万円。先方は右がこの種請求の全部であるとの保証を与えていないので具体的検討の段階にない。



	特別円	戦前債務英 (平和条約 一八条)
イタリヤ	イタリヤ	イ ン ド ギ リ シ ヤ パ キ ス タ ン 米 国
<p>請求額一三六億八〇〇万円。特別円問題が解決すれば先方をして大巾に減額せしめる（又は取下げさせうる）可能性もある。</p>	<p>請求額三七億円なるも最近非公式に八億四〇〇〇万円に引下げた。交渉停頓状態。</p>	<p>請求額二〇億円なるも最近七億五〇〇〇万円程度で応諾する気配をみせている。交渉進行中なるもなお相当の困難ありとみられる。</p> <p>請求額八八億円なるも戦時中に発生したものの多く審査の対象になりうるのは二六億五〇〇〇万円程度の見込。</p> <p>請求額二億四〇〇〇万円。英国の請求の解決待ち。</p> <p>請求額八〇万。英国の請求の解決待ち。</p> <p>請求額二億六七〇〇万円。英国の請求の解決待ち。</p>

	連合國財産 補償返還 (平和条約 一五條)	そ の 他 米 國
カナダ アルゼンティン レバノン	米 國 英 國 フランス カナダ オーストラリア オランダ	中 華 民 國
<p>請求額一三、〇万円。英国の請求の解決待ち。</p> <p>請求額二〇〇〇万円。英国の請求の解決待ち。</p> <p>請求額二七五〇万円。英国の請求の解決待ち。</p>	<p>請求額九九億七三三九万円。財産委員会に付記を決定。</p> <p>請求額七億三一六三万円。財産委員会に付記を決定。</p> <p>請求額六億六〇一七万円。財産委員会に付記を決定。</p> <p>請求額七九八九万円。財産委員会に付記を決定。</p> <p>請求額五六三万円。財産委員会に付記を決定。</p> <p>病院船オプテンノール号返還請求。財産委員会に付記を決定。</p>	<p>ガリオア・エロア関係。請求額二三〇七億二六六〇万円。近く交渉再開の見込。</p> <p>日華平和条約三条関係。請求額五〇億円。</p>

韓

国

わが方反対請求権が数倍する関係から先方交渉開始に応ぜず。
平和条約四条(a)関係。請求額
日韓会談が全面的に難航の結果近く異議
的に検討される見込なし。

二、右に掲げた懸案諸請求権のうち、次の二件は、近く岸総理訪歐の次第もあり、緊急に解決する必要があると認められる。

1、イタリア特別円問題 数年越の懸案であるが、昨年初頭、イタリア側は非公式ながら当初の要求三七億円を八億四〇〇〇万円へと大巾に切下げる提案を行つた。これに対しわが大蔵省は依然日本政府としての責任は認めず、正金の私的債務としての一億〇八〇〇万円を最大限の線としている。日伊間において本件は最大の懸案であり、これが片付かない限り日伊親善関係の強化は困難たらざるをえず、また本件と類似のケースであつたタイの特別円問題も先年解決をみたことにかんがみ、この際なんとか本件の早期解決を計ることが望ましい。

2、英国に対する戦前債務 これも長年の懸案であるが、最近英側は従来の二〇億円（利子を含む）の主張から大巾に譲歩して七億五〇〇〇万円程度で応諾する気配をみせている。当省ではさきに外務省としての見解を大蔵省に示しその検討を依頼している。これに対し大蔵省からはいまだ公式に回答が

ないが、非公式に洩らしているところでは事務レベルの算定では到底右の英側の譲歩額に及ばない額を考えている由である。他方英側はわが方に対し対案の提示を再三にわたつて督促してきており、また本件が解決されない限り他の七ヶ国の同種請求も片付かない事情にあるので（前記(三)参照）、わが方としても早急に解決策を講ずる必要がある。このため交渉の方法として双方における基本的問題についての意見の相違を出来る限り調整し、英側提示の金額を更に引き下げさせるよう努力するとともに他方事務的検討の上に更に政治的考慮を加えて我方の金額を英側主張に近づけるよう努力し、もつて最終的妥結を急ぐ考えである。